

公正取引委員会 九州事務所 NEWS



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人
「どっきん」

2025. 5月号

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法を運用しています。また、地方事務所では景品表示法(消費者庁が所管)についても相談等を受け付けております。

- ・ **独占禁止法**は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや入札談合、優越的地位の濫用行為等を禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。
- ・ **下請法**は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の支払遅延、減額、返品等の親事業者の不当な行為を禁止しています。
- ・ **フリーランス・事業者間取引適正化等法**は、多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。
- ・ **景品表示法**は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供を禁止しています。

【お問い合わせ先】

① 広報、職員採用等	総務課	092-431-2329
② 独占禁止法、各種ガイドラインに関する相談	経済取引指導官	092-431-5882
③ 合併・事業譲受けに関する相談・届出	経済取引指導官	092-431-5882
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官	092-431-5882
⑤ 優越的地位の濫用に関する相談	取引課	092-431-6031
⑥ フリーランス・事業者間取引適正化等法についての相談、 調査依頼等	フリーランス課	092-437-2756
⑦ 景品表示法についての相談、調査依頼等	取引課	092-431-6031
⑧ 下請法についての相談、調査依頼等	下請課	092-431-6032
⑨ 独占禁止法違反についての調査依頼	第一審査課	092-431-6033

【所在地】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館2階

【ホームページ】 公取HP <https://www.jftc.go.jp/>

九州事務所 掲示板



地方有識者との懇談会の開催

九州事務所では、**各地域の経済界の有識者と直接意見を交換**し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、**管内の商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催**しております。当該懇談会の開催について、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

総務課 092-431-2329

経営指導員研修の開催

九州事務所では、全国の商工会議所及び商工会の皆様のご協力の下、**独占禁止法相談ネットワークの整備・活用**に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、**講師派遣等**を行っております。

【お問い合わせ】

総務課経済係 092-431-5882

消費者セミナーの開催

九州事務所では、**一般の消費者を対象**として、独占禁止法、景品表示法や公正取引委員会の業務について、**クイズ等を交えて**分かりやすく説明する「**消費者セミナー**」を随時開催しております。

つきましては、一般の消費者を対象に説明会等を行う機会がありましたら、消費者セミナーの開催を是非とも御検討ください。

【お問い合わせ】

取引課 092-431-6031

講習会への講師派遣

九州事務所では、独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて、講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

総務課経済係 092-431-5882

独占禁止法教室の開催

九州事務所は、将来、様々な場面で経済活動に関わることになる生徒の皆様に、我が国経済の仕組みや市場における競争の必要性を紹介するための取組として、**実務経験を積んだ公正取引委員会職員を講師として学校の授業に派遣**し、独占禁止法や公正取引委員会の役割等を分かりやすく説明する「**独占禁止法教室**」を開催しており、開催を希望する**中学校・高校・大学**を募集しています。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

総務課 092-431-2329

移動相談会の開催

九州事務所では、中小事業者のための**移動相談会**を実施しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、**当該中小事業者の方が所在する地域に公正取引委員会の職員が出張し、独占禁止違反の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明**するとともに、**個別に相談受付**を行っております。

原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、公正取引委員会の職員が御相談に承りに伺いますので、是非御活用ください。

【お問い合わせ】

下請課 092-431-6032

謝金や交通費等の経費は一切必要ないので、気軽に連絡してね！



九州事務所の活動状況

広報・広聴活動

下記のイベントを実施しました。

◆講師派遣

開催日	テーマ・内容等	主催者・対象者	開催場所
4月22日	下請法・優越的地位の濫用（独占禁止法）についての説明	宮崎県トラック地方協議会	宮崎市

◆独占禁止法教室

開催日	開催地	学校名	対象者
4月23日	鹿児島市	国立大学法人鹿児島大学	法文学部生

◆懇談会等

開催日	テーマ・内容等	参加者	開催場所
4月23日	鹿児島大学司法政策教育研究センターにおける有識者との懇談会（経営と法@地元セミナー）	一般参加者4名（社会保険労務士等）	鹿児島市

◆消費者セミナー

開催日	テーマ・内容等	参加者	開催場所
4月25日	消費者セミナー	景品表示法等の説明	福岡県福津市

◆報道発表

開催日	名称	内容
4月24日	株式会社スズキ自販大分に対する勧告について （令和7年4月24日）株式会社スズキ自販大分に対する勧告について 公正取引委員会	報道発表（ピックアップニュース（p3）にて概要を説明）

◆今後の予定

下記のイベントを行う予定です。

開催日	名称	内容
5月20～21日	意見聴取会	吉田委員による独占禁止政策協力委員との意見聴取、福岡県弁護士会との懇談等
5月30日	荷主向け物流セミナー	合同セミナー（九州事務所等4省庁主催）において物流特殊指定等についての説明
5月～9月	適正価格転嫁実現セミナー	価格転嫁についての説明等（福岡県内の各地区商工会議所において実施）

今月のフォトコーナー

令和7年4月23日 鹿児島大学における独占禁止法教室

鹿児島大学において、学生を対象に、独占禁止法教室を行いました。独占禁止法教室では、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を説明しました。



令和7年4月24日 株式会社スズキ自販大分に対する勧告

公正取引委員会は、株式会社スズキ自販大分に対して、勧告を行いました。（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）



ピックアップニュース

株式会社スズキ自販大分に対する勧告（概要）

